

放課後等デイサービス支給決定の流れ

<放課後等デイサービス事業所に利用の相談>
利用者⇒放課後等デイサービス事業所

<放課後等デイサービス利用希望報告書の交付>
放課後等デイサービス事業所⇒利用者

<放課後等デイサービスの支給申請書の提出>
利用者⇒各区又は宮城総合支所

<週4日以上利用に該当する見込みのあるケースであるかについて確認及び説明>
各区又は宮城総合支所⇒利用者

週3日までの
利用希望の場合

週4日以上
利用希望の場合

<週4日以上支給決定に関する協議>
各区又は宮城総合支所⇄アーチル

別紙【週4日以上利用の支給決定における事務手順】に基づいて判断又は協議

週3日までの利用可
週4日以上利用可
<利用回数の上限確定に関する説明>
<サービス等利用計画案作成依頼>
各区又は宮城総合支所⇒利用者

原則：障害児相談支援を利用

<障害児相談支援の利用契約>
利用者⇄相談支援事業所

<障害児支援利用計画（案）の作成の相談>
<アセスメント>
利用者⇄相談支援事業所

<障害児支援利用計画（案）の作成・交付>
相談支援事業所⇒利用者

<障害児支援利用計画（案）の提出>
利用者⇒各区又は宮城総合支所

例外：障害児相談支援を利用しない場合

受入れ枠の有無、サービス内容等の確認も含む

<放課後等デイサービス事業所について把握>
利用者⇒放課後等デイサービス事業所

セルフプラン作成に関する助言も含む

<放課後等デイサービスの利用相談>
利用者⇄放課後等デイサービス事業所

<セルフプランの作成・提出>
利用者⇒各区又は宮城総合支所

<放課後等デイサービスの支給決定>
各区又は宮城総合支所⇒利用者